

和光北インター地域土地区画整理組合

組合だより



第 1 号

発行:平成22年11月吉日
住所:和光市新倉5丁目4番1号
TEL:048-467-0088
FAX:048-424-3203

◆◆◆ 理事長挨拶 ◆◆◆

和光北インター地域土地区画整理組合
理事長 本多重幸



北国では、雪もちらつく季節になりました。皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、本土地区画整理事業の広報誌として「組合だより」を発行することとなりました。今後、事業の進捗状況等につきまして、組合員の皆様に本誌上でご報告等をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

去る7月2日に新倉北地域センター会議室にて和光北インター地域土地区画整理組合第3回総会を開催し、議案審議はすべて可決されましたことをご報告いたします。総会での議決により役員定数が変更となりましたが、私が引き続き組合理事長の大役を勤めさせていただくことになりました。

また11月には組合事務所が開設され、本土地区画整理事業の推進に向けた環境も整ってきております。健全な環境を有する市街地の形成を図ることを目的に事業を進めてまいります。

今後、事業を施行するにあたり、測量、換地設計、補償調査、実施設計、工事などを進めてまいります。役員一同一丸となって事業を推進していく所存でございますので、組合員の皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。組合役員を代表して、私の挨拶とさせていただきます。

◆◆◆ 組合の理事・監事のご紹介 ◆◆◆

第3回総会において定款の変更が可決され、役員定数が変更となったことにより、本組合の理事・監事が以下のとおり決定しましたので、ご紹介いたします。

～ 組合の理事・監事 ～

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 本多重幸 氏 (理事長) | 富岡 進 氏 (設計工事・補償担当理事) |
| 本多好太郎氏 (副理事長、換地担当理事) | 山田利久 氏 (換地担当理事) |
| 本多康男 氏
(副理事長、設計工事・補償担当理事) | 齊藤勇雄 氏 (換地担当理事) |
| 川島義彰 氏
(副理事長、庶務会計担当理事) | 本多宏樹 氏 (庶務会計担当理事) |
| 金子政義 氏 (換地担当理事) | 神杉一彦 氏 (監事) |
| 井口嘉四朗氏 (庶務会計担当理事) | 小宮照男 氏 (監事) |
| | 富岡健治 氏 (監事) |

◆◆◆ 組合事務所が完成しました ◆◆◆

11月1日より下記事務所にて業務を行っております。お近くへお越しの際はお気軽にお立ち寄りください。

～ 和光北インター地域土地区画整理組合 ～

郵便番号:351-0115
住所:和光市新倉5丁目4番1号
電話番号:048-467-0088
ファックス番号:048-424-3203

業務時間:月曜日から金曜日
(祝日・土曜日・日曜日は休業)
午前8時30分から午後5時15分
E-mail:inter-kita@wakokita-inter.jp



◆◆◆ 現在の組合の業務状況について ◆◆◆

組合では9月中ごろより、保留地処分に伴う企業アンケートを行っております。流通・工業系を中心とした企業約300社に対し、進出意向の有無や希望する敷地面積、建築物の用途等についてアンケートを実施いたしました。

現在、アンケートの集計を行っておりますので、企業の意向等がまとまり次第、組合員の皆様個別にご訪問させていただき、ご説明をさせていただきます予定です。

◆◆◆ 事務長着任のお知らせ ◆◆◆

組合事務管理のため、平成22年10月1日付けで、石塚章が本組合事務長として着任いたしました。また11月1日より事務局員として柴崎が着任し、これまで業務を担当しておりました須田も含めて組合事務局は3名体制となりました。

事業が円滑に進むように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◆◆◆ ホームページを公開しました ◆◆◆

9月15日よりホームページを公開しております。以下のアドレスよりアクセスください。今後も順次内容を追加していく予定ですので、ぜひご覧くださいませようお願いいたします。

和光北インター地域土地画整理組合ホームページ

URL <http://www.wakokita-inter.jp/>



組合員のみなさまへのお願い

◆◆◆ 建築行為等の制限について ◆◆◆

土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定により、組合設立認可の公告のあった日から、換地処分の公告の日までは、この法律の適用を受けます。建築行為等については次のような制限があります。

- ①土地の区画形質の変更
(例えば、私道を作ったり、切土や盛土による造成工事を行うこと。
ただし、農地の耕作については該当しません。)
- ②建築物、その他の工作物の新築、改築、増築。
- ③移動の容易でない（5トンを超える）物件の設置又はたい積。

以上の①から③に該当する場合は、あらかじめ本組合を通じて、和光市長の許可が必要になります。工事等を行う予定がある場合、上記の制限に該当するかどうかについては、本組合までご相談ください。

◆◆◆ 土地の権利の変動等の届出について ◆◆◆

土地・建物の権利の変動（所有権の移転、住所・氏名等の変更、土地の分筆、合筆の変更及び地積の増減、又は建築物について登記の変更、分割及び建坪の増減等）を行う場合は、本組合へご連絡をお願いいたします。